

## 危険ドラッグ（脱法ハーブ）の根絶に向けた総合的な対策の強化を求める意見書

昨今、合法ハーブ等と称して販売される薬物、いわゆる危険ドラッグ（脱法ハーブ、脱法ドラッグ）を吸引し、呼吸困難を起こしたり、死亡する事件が全国で相次いで発生しています。特に、その使用によって幻覚や興奮状態を引き起こしたことが原因と見られる重大な交通事故の事案がたびたび報道されるなど、深刻な社会問題となっています。

危険ドラッグは、合法と称していても、規制薬物と似た成分が含まれているなど、大麻や覚醒剤と同様に、人体への使用により危険が発生するおそれがあり、好奇心などから安易に購入したり使用したりすることへの危険性が強く指摘されています。

厚生労働省は、省令を改正し、昨年3月から包括指定と呼ばれる方法を導入して成分構造が似た物質を一括で指定薬物として規制しました。また、本年4月には改正薬事法が施行され、指定薬物については大麻や覚醒剤と同様に単純所持が禁止されました。

しかし、指定薬物の認定には数カ月を要し、その間に規制を逃れるために化学構造の一部を変えた新種の薬物が出回ることにより、取り締まる側と製造・販売する側でイタチごっことなっています。また、危険ドラッグの鑑定には簡易検査方法がないため、捜査に時間がかかることも課題とされています。

よって、国におかれましては、危険ドラッグの根絶に向けた総合的な対策を強化するよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年9月24日

北海道江別市議会

提出先

内閣総理大臣

総務大臣

文部科学大臣

厚生労働大臣

国家公安委員会委員長